平成３０年（フ）第８９号
名古屋市中村区那古野１丁目39番28号　中橋ビル20号、従前の住所名古屋市中村区名駅南１丁目７番19号　納屋橋マンションＢ棟904
加藤方
債務者　成瀬　千代
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３４号
名古屋市守山区小幡５丁目13番31号　コミュニティガーデンなごや302号、従前の住所静岡県三島市南町17番６号　ソレイユノーブル202
債務者　桐原　　玄
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７号
長崎県長崎市新小が倉２丁目９番１号　コーポ小ヶ倉102
債務者　平尾　雄二
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
長崎県長崎市香焼町563番地15　市営本村アパート104号、旧住所広島県広島市東区戸坂千足１丁目17番４－102号
債務者　中尾　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地県営三反田アパート14－１－３、前住所茨城県ひたちなか市大字金上1148番地２大内住宅５号、前々住所茨城県那珂郡東海村大字村松12番地
債務者　清水　妙子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
茨城県水戸市石川２丁目4203番地の１　アーバンライフＢ棟205号、前住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚1315番地
債務者　永野　篤子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
茨城県水戸市見川町2143番地の６　メゾン・グランパルク102号
債務者　鈴木　笑子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
茨城県取手市戸頭３丁目34番５－302号
債務者　久保　仁司
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５号
富山県魚津市六郎丸1100番地２　アルモニー103号室、前住所富山県魚津市天神野新724番地５
債務者　下司早弥夏
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第２８１号
金沢市桜町23番16号
債務者　長　　克之
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
長野県千曲市大字稲荷山2130番地　県営住宅稲荷山団地１－402
債務者　葛西由美子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第５号
長野県松本市大字神林3027番地３
債務者　上原久美子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１０号
長野県下伊那郡阿智村清内路425番地　川裾第２－２住宅Ｄ－１
債務者　羽場崎敬久
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第８２号
京都市南区吉祥院蒔絵南町１番地１　塔南蒔絵ハイツ303号
債務者　カラオケときこと　山村しのぶ（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町６番地　ルミエール葛野大路214号
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係